

茨城県指定障害福祉サービス事業者等の

指定等の申請手続きに関する要項

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定

（目的）

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条で定める障害福祉サービス事業を行う者及び障害者支援施設並びに同法第51条の14で定める一般相談支援事業を行う者（以下、この章において「事業者」という。）の指定の申請手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条 事業者の指定を受けようとする者（茨城県外の地方公共団体及び水戸市に所在する事業所を除く。）のうち事業を新規に開設する法人（以下、この章において「申請者」という。）は、地域におけるニーズや、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守した適正な運営ができるか審査するため、県知事との事前協議までに、開設予定の事業所が所在する市町村長と事前協議を行うものとする。

2 申請者は、前項に規定する市町村長との事前協議が整った後、指定を受けようとする日の属する月の前々月の10日までに、県知事との事前協議を行うものとする（共同生活援助事業においては10日までに事前協議を完了するものとする）。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに事前協議を行うものとする（共同生活援助事業においてはその前開庁日までに事前協議を完了するものとする）。

3 前2項に定める事業所の所在市町村長及び県知事との事前協議を行う際は、申請者は、事業計画書（参考様式：別紙1-1、1-2）を提出するものとする。

（意見書の交付）

第3条 法第36条第6項及び第51条の19第2項の規定に基づき、県知事に対して指定又は更新の通知を求める市町村長（以下、この条において「当該市町村」という。）は、通知を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに、届出書（別紙2）を提出するものとする。なお、通知を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに届出書を提出するものとする。

2 前項の通知を受けた県知事は、第4条及び第9条の申請を受理したときは、当該市町村長に対して通知（別紙3）するものとする。

3 法第36条第7項及び第51条の19第2項の規定に基づき、当該市町村福祉計画との調整を図る見

地から意見を申し出ようとするときは、当該意見申出に係る事業者が指定を受けようとする日の属する月の前月の10日までに申出書（別紙4）を提出するものとする。なお、当該意見申出に係る事業者が指定を受けようとする日の属する月の前月の10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに申出書を提出するものとする。

（指定の申請）

第4条 申請者は、申請書（様式第1号）、関係書類（付表1から13のうち関係する書類、様式第5号、参考様式1から8のうち関係する書類、事業所登録等情報公表システムの登録様式ほか関係する書類）を、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに県知事に提出するものとする。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前日までに申請書を県知事に提出するものとする。

（指定）

第5条 県知事は、前条の申請書の提出があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日茨城県条例第73号）等の基準を満たし、適正と認められるものについて、障害福祉サービス事業所ごとに原則として毎月1日に指定する。

2 県知事は、第3条第3項に規定する意見の申出があった場合、前項の指定に条件を付することができるものとする。

（変更の申請）

第6条 指定障害福祉サービス事業者（生活介護、就労継続支援A型及びB型に限る。）及び指定障害者支援施設を設置しようとする者は、法第29条第1項の指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとするとき、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、当該指定障害福祉サービス事業者に係る同項の指定の変更を申請するものとする。

（変更の届出等）

第7条 指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定に係るサービス事業所又は一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき又は休止した当該指定障害福祉サービス若しくは指定一般相談支援事業所を再開したときは、変更があった日から起算して10日以内に、（様式第2号）により県知事に届け出なければならない。

2 指定共同生活援助の住居追加及び定員増加をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更しようとする日の1月前までに、（様式第1－2号）により変更届を知事に届け出なければならない。

- 3 法第46条第2項の規定に基づき指定障害福祉サービス若しくは指定一般相談支援事業を廃止、休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、法第43条第4項に基づく利用者及び利用調整結果を添付の上、（様式第3号）により知事に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、加算等の報酬算定に係る届出について、毎月15日までに受理された届出については、翌月請求分から算定可能とする。

（指定の通知）

第8条 県知事は、第5条の指定及び指定の変更を行った場合には、申請者、市町村長及び茨城県国民健康保険団体連合会に通知するものとする。また、指定を行わなかった場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

（更新手続）

第9条 事業者が、法第41条に規定する指定の更新を行う場合は、指定期間（6年間）が満了する日の属する月の前月の末日までに（様式第5号）により、更新の申請を行わなければならない。なお、指定期間が満了する日の属する月の前月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに更新の申請を行うものとする。

- 2 県知事は、第3条第3項に規定する意見の申出があった場合、前項の指定に条件を付することができるものとする。

（指定の辞退）

第10条 指定障害者支援施設を廃止しようとする事業者は、廃止する3ヶ月前に、法第43条第4項に基づく利用者及び利用調整結果を添付の上、その指定の辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2章 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所支援事業者の指定

（目的）

第1条 この要項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、この章において「法」という。）第21条の5の15で定める障害児通所支援事業を行う者及び同法第24条の9で定める障害児入所施設を行う者（以下、この章において「事業者」という。）の指定の申請手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第2条 事業者の指定を受けようとする者（茨城県外の地方公共団体及び水戸市に所在する事業所を除く。）のうち事業を新規に開設する者（以下「申請者」という。）は、地域におけるニーズや、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守し適正な運営ができるか審査するため、県知事との事前協議までに、開設予定の事業所が所在する市町村長と事前協議を行うものとする。

2 申請者は、前項に規定する市町村長との事前協議が整った後、指定を受けようとする日の属する月の前々月の10日までに、県知事との事前協議を行うものとする。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに事前協議を行うものとする。

3 前項に定める事業所の所在市町村長及び県知事との事前協議を行う際は、申請者は、事業計画書（参考様式：別紙1－1、1－2）を提出するものとする。

（意見書の交付）

第3条 法第21条の5の15第6項で定めるところにより、県に対して指定又は更新の通知を求める市町村（以下、この条において「当該市町村」という。）は、通知を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに、届出書（別紙2）を提出するものとする。なお、通知を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに届出書を提出するものとする。

2 前項の通知を受けた県知事は、第4条及び第9条の申請を受理したとき、当該市町村に対して通知（別紙3）するものとする。

3 法第21条の5の15第7項で定めるところにより、当該市町村福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ようとするときは、当該意見申出に係る事業者が指定を受けようとする日の属する月の前月の10日までに申出書（別紙4）を提出するものとする。なお、当該意見申出に係る事業者が指定を受けようとする日の属する月の前月の10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに申出書を提出するものとする。

（指定の申請）

第4条 申請者は、申請書（様式第1号）、関係書類（付表15から19のうち関係する書類、様式第5号、参考様式1から8のうち関係する書類、事業所登録等情報公表システムの登録様式ほか関係する書類）を、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日までに県知事に提出するものとする。

る。なお、指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前日までに申請書を県知事に提出するものとする。

（指定）

第5条 県知事は、前条の申請書の提出があったときは、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号。）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号。以下「指定基準」という。）等の基準を満たし、適正と認められるものについて指定障害児通所支援事業者毎に、原則として毎月1日に指定する。

2 県知事は、第3条第3項に規定する意見の申出があった場合、前項の指定に条件を付すことができるものとする。

（変更の申請）

第6条 指定障害児入所施設の設置者は、法第24条の2第1項の指定に係る入所定員を増加しようとするときは、法第24条の13の規定に基づき、変更しようとする日の1月前までに、当該指定障害児入所施設に係る同項の指定の変更を申請するものとする。

（変更の届出等）

第7条 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定に係る事業所等の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったとき又は休止した当該障害児通所支援事業所を再開したときは、変更があった日から起算して10日以内に、（様式第2号）により県知事に届け出なければならない。

2 指定障害児通所支援事業を廃止、休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出なければならない。

（通知及び報告）

第8条 知事は、第5条の指定及び指定の変更を行った場合には、申請者、市町村長及び茨城県国民健康保険団体連合会に通知するものとする。また、指定を行わなかった場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

（更新手続）

第9条 事業者が、法第21条の5の16第1項及び第24条の10第1項に規定する指定の更新を行う場合は、指定期間（6年間）が満了する日の属する月の前月の末日までに、（様式第5号）により、更新の申請を行わなければならない。なお、指定期間が満了する日の属する月の前月の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月3日法律第91号）に定める行政機関の休日である場合はその前開庁日までに更新の申請を行うものとする。

2 県知事は、第3条第3項に規定する意見の申出があった場合、前項の指定に条件を付すことができるものとする。

(指定の辞退)

第10条 指定障害児入所施設の指定を辞退しようとする事業者は、廃止する3ヶ月前に、法第24条の12第5項に基づく利用者及び利用調整結果を添付の上、その指定の辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年6月1日から施行する。